

No. 2 3

議案第 2 7 号及び議案第 2 8 号の参考資料

新 旧 対 照 表

目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 2 7 号	熊谷市副市長定数条例の一部を改正する条例案 新旧対照表	企 画 課	1
第 2 8 号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案 新旧対照表	職 員 課	2

議案第 27 号の参考資料

熊谷市副市長定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市副市長定数条例（平成 18 年条例第 191 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 第 161 条第 2 項の規定により、副市長の 定数は、 <u>2 人</u> とする。	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 第 161 条第 2 項の規定により、副市長の 定数は、 <u>1 人</u> とする。

議案第 28 号の参考資料

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市職員退職手当条例（平成 17 年条例第 54 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（退職手当の支払）</p> <p>第 2 条の 3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次条、第 6 条、<u>第 6 条の 2</u> 及び第 8 条の 5 の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第 13 条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>（特別職の職員の退職手当）</p> <p>第 6 条 （略）</p> <p><u>（特別職の職員の退職手当に係る特例）</u></p> <p><u>第 6 条の 2 次の各号に掲げる者が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職（定年による退職を除く。）し、引き続いて前条第 1 項第 2 号の職員（以下この条において「第 2 号特別職職員」という。）となった場合には、当該各号に定める在職期間は、その者の第 2 号特別職職員としての在職期間に通算する。</u></p> <p><u>(1) 国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（以下「国家公務員」という。）その者の同法の規定による引き続いた在職期間</u></p> <p><u>(2) 職員以外の地方公務員で、職員に相当するもの（以下「職員以外の地方公務員」という。）その者のこの条例に相当する規程による引き続いた在職期間</u></p> <p><u>(3) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員又は職員</u></p>	<p>（退職手当の支払）</p> <p>第 2 条の 3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次条、第 6 条及び第 8 条の 5 の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第 13 条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>（特別職の職員の退職手当）</p> <p>第 6 条 （略）</p>

改正案	現行
<p><u>以外の地方公務員から引き続いて一般職の職員となった者（第3項第3号において「通算職員」という。）その者のこの条例の規定による引き続いた在職期間</u></p> <p>2. <u>前項の規定の適用を受けた者が退職し、引き続いて第2号特別職職員となったときは、第2条第1項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。この場合において、先の第2号特別職職員としての在職期間は、後の第2号特別職職員としての在職期間に通算する。</u></p> <p>3. <u>前2項の規定の適用を受けた者が退職した場合における第2号特別職職員に対する退職手当の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>その者の最終の退職に係る第2号特別職職員（以下この項において「最終の職」という。）としての在職期間について、前条第1項の規定により算定して得た額</u></p> <p>(2) <u>その者の前号の在職期間以外の第2号特別職職員としてのそれぞれの在職期間について、その者が最終の職を退職した日における当該第2号特別職職員の給料月額を基礎として、それぞれ前条第1項の規定を準用して算定して得た額の合計額</u></p> <p>(3) <u>その者の第2号特別職職員としての在職期間に通算された第1項各号に定める在職期間について、その者が国家公務員、職員以外の地方公務員又は通算職員としての退職の日に受けていた職務の級の号俸又は号給（職務の級の最高の号俸又は号給を超える俸給月額又は給料月額を受けていた者にあつては、当該俸給月額又は給料月額。以下この号において同じ。）に相当する最終の職を退職した日における職務の級の号俸又は号</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>給の額を基礎として、一般職の職員 の例により算定して得た額</u></p> <p>4 <u>第1項又は第2項の規定の適用を 受けた者が退職し、引き続いて国家公 務員又は職員以外の地方公務員となっ たときは、第2条第1項の規定にかか わらず、当該退職に伴う退職手当は、 支給しない。</u></p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引 き続いた在職期間には、職員以外の地 方公務員又は国家公務員(以下「職員 以外の地方公務員等」と総称する。)が 引き続いて職員となったときにおけ るその者の職員以外の地方公務員等 としての引き続いた在職期間を含む ものとする。この場合において、その 者の職員以外の地方公務員等として の引き続いた在職期間については、 前各項の規定を準用して計算するほ か、次の各号に掲げる期間をその者の 職員以外の地方公務員等としての引 き続いた在職期間として計算するも のとする。ただし、退職により、この 条例の規定による退職手当に相当す る給与の支給を受けているときは、 当該給与の計算の基礎となった在職 期間(当該給与の計算の基礎となる べき在職期間がその者が在職した地 方公共団体等の退職手当に関する規 定又は特定地方独立行政法人(地方 独立行政法人法(平成15年法律第118 号)第2条第2項に規定する特定地方 独立行政法人をいう。以下同じ。)の 退職手当の支給の基準(同法第48条 第2項又は第51条第2項に規定す る基準をいう。以下同じ。)におい て明確に定められていない場合にお いては、当該給与の額を退職の日にお けるその者の給料月額で除して得た数</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引 き続いた在職期間には、職員以外の地 方公務員又は国家公務員(<u>国家公務員 退職手当法(昭和28年法律第182 号)第2条に規定する者をいう。以下 同じ。</u>) (以下「職員以外の地方公務員 等」と総称する。)が引き続いて職員 となったときにおけるその者の職員 以外の地方公務員等としての引き続 いた在職期間を含むものとする。この 場合において、その者の職員以外の地 方公務員等としての引き続いた在職 期間については、前各項の規定を準用 して計算するほか、次の各号に掲げ る期間をその者の職員以外の地方公 務員等としての引き続いた在職期間 として計算するものとする。ただし、 退職により、この条例の規定による 退職手当に相当する給与の支給を受 けているときは、当該給与の計算の 基礎となった在職期間(当該給与の 計算の基礎となるべき在職期間が その者が在職した地方公共団体等 の退職手当に関する規定又は特定 地方独立行政法人(地方独立行政 法人法(平成15年法律第118号)第 2条第2項に規定する特定地方独立 行政法人をいう。以下同じ。)の退 職手当の支給の基準(同法第48条 第2項又は第51条第2項に規定す る基準をいう。以下同じ。)におい て明確に定められていない場</p>

改 正 案	現 行
<p>に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>